

高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和6年7月1日

高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領の一部を改正する要領

改正前	改正後
高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領 （趣旨） 第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、高知市上下水道局が発注する建設工事において、<u>「週休2日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）</u>を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。 （対象工事） 第2条 <u>請負対象金額500万円以上の</u>高知市上下水道局が発注する工事（建築物の新築，増築，改築，修繕，模様替，その他準ずるものは除く）の<u>うち，発注者が指定した工事（以下「発注者指定型」という。）</u>，又は発注者がモデル工事と定めた工事のうち，受注者から請求があった工事（以下「受注者希望型」という。）を対象とする。ただし，<u>以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。</u> <u>（1）現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事</u> <u>（2）工期や作業工程に制約がある工事</u> <u>（3）社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）</u>	高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領 （趣旨） 第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、高知市上下水道局が発注する建設工事において、<u>現場閉所により4週8休を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」と技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日を確保する「週休2日交替制モデル工事」</u>を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。 （対象工事） 第2条 <u>対象工事は，</u>高知市上下水道局が発注する<u>次に掲げる工事（水道工事・営繕工事（建築物の新築，増築，改築，修繕，模様替，その他準ずるもの）を除く。）のいずれかとする。</u> ただし，<u>現場施工日数が7日未満の工事及び工期や作業工程に制約がある工事については対象外とする。</u> <u>（1）週休2日制モデル工事</u> <u>原則，全ての工事。</u> <u>（2）週休2日交替制モデル工事</u> <u>社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事等）で現場閉所ができない場合，又は受注者から週休2日交替制モデル工事で実施する旨の申出があった場合（別紙2参照）において，発注者が適当と認めた工事。</u>

改正前	改正後
（対象期間） 第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 （休工日の確保） 第4条 <u>受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。</u> <u>2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。</u> <u>3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休(受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。)もモデル工事として認めるものとする。</u>	（対象期間） 第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。<u>また、週休2日交替制モデル工事においては、施工体制台帳上の元請及び下請の工期（工事着手日から工事完成日までの期間）とする。</u>ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 （休工日の確保） 第4条 <u>休工日の確保は、次に掲げる内容とする。</u> <u>（1）週休2日制モデル工事</u> <u>ア 受注者は、工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。</u> <u>イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。</u> <u>ウ 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休も対象工事として認めるものとする。</u> <u>（2）週休2日交替制モデル工事</u> <u>受注者は、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態にしなければならない。</u> <u>（3）通期の週休2日と月単位の週休2日</u> <u>ア 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(週休2日交替制モデル工事の場合は4週8休以上の休日確保)を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(週休2日交替制モデル工事の場合は4週8休以上の休日確保)を行ったと認められる状態をいう。</u>

改正前	改正後
(実施方法) 第5条 発注者は、<u>モデル工事</u>の実施にあたって、特記仕様書に<u>モデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、</u>工期については現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定する。 2 <u>受注者希望型</u>の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」<u>（別紙2参照）</u>により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。 <u>なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。</u> 3 受注者は、施工計画書の提出時に<u>モデル工事</u>に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。 4 受注者は、<u>モデル工事</u>である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。 (別紙3参照) 5 <u>受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。</u> 6 <u>受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面で提出するものとする。</u> 7 <u>受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面により発注者に報告するものとする。</u> 8 <u>受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。</u> 9 <u>発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。</u>	(実施方法) 第5条 発注者は、<u>対象工事</u>の実施にあたって、特記仕様書に<u>週休2日制モデル工事又は週休2日交替制モデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、</u>工期については現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定する。 2 <u>月単位</u>の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」<u>（別紙2－1参照）</u>により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。 3 受注者は、施工計画書の提出時に<u>対象工事</u>に対応した工程表を作成し、監督職員と協議する。 4 受注者は、<u>対象工事</u>である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。 (別紙3参照) 5 <u>対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。</u> <u>(1) 週休2日制モデル工事</u> <u>ア 土日を閉所日とすることを基本とし、対象期間で4週8休となる工程表を作成する。</u> <u>イ 受注者は、第4条第1項（1）イの規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面（電子メールを含む。）で提出するものとする。</u> <u>ウ 受注者は、第4条第1項（1）ウの規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面（電子メールを含む。）により発注者に報告するものとする。</u> <u>エ 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。</u> <u>オ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。</u>

(2) 週休2日交替制モデル工事

ア 施工計画書に技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制や休日確保状況を証明する方法を具体的に記載する。

イ 受注者は、技術者及び技能労働者が休日を確保したことが確認できるように工事日誌等と併せて技術者及び技能労働者ごとの休日が確認できる資料（別紙5参照）を作成し、発注者に提出するものとする。

ウ 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

改正前	改正後
（経費の負担） 第6条 <u>発注者指定型</u>にあつては、別紙4に掲げる<u>4週8休</u>の補正を行った上で発注するものとし、施工後に<u>現場閉所の達成状況</u>を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。 2 <u>受注者希望型</u>にあつては、<u>施工後、現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正分を増額して契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。</u> <u>なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。</u>	（経費の負担） 第6条 <u>対象工事</u>にあつては、別紙4に掲げる<u>通期</u>の補正を行ったうえで発注するものとし、施工後に<u>達成状況</u>を確認し、4週8休に満たない場合<u>又は週休2日制モデル工事から週休2日交替制モデル工事に変更となった場合は、</u>請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。<u>また、受注者が月単位で週休2日を実施するとして、これが達成されたと認められる場合は、週休2日制モデル工事(月単位)の補正(週休2日交替制モデル工事の場合は、週休2日交替制モデル工事の(月単位)の補正)をして契約変更を行うものとする。</u> 2 <u>対象工事ごとの実施方法については、次のとおりとする。</u> <u>（1）週休2日制モデル工事（通期）</u> <u>対象期間の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、4週8休（28.5％）に満たないものは、経費等の補正を行わない。</u> <u>（2）週休2日制モデル工事（月単位）</u> <u>ア 対象期間において、全ての月で現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、4週8休（28.5％）に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。</u> <u>イ 暦上の土曜日、日曜日の現場閉所で28.5％に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行った場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。</u> <u>ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で4週8休（28.5％）に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。</u> <u>（3）週休2日交替制モデル工事（通期）</u> <u>対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認し、4週8休（28.5％）に満たないものは、経費等の補正を行わない。</u> <u>（4）週休2日交替制モデル工事（月単位）</u> <u>ア 対象期間において、全ての月で現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休</u>

（工事成績評定）

- 第7条 **モデル工事**のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。
- 2 発注者指定型において4週8休が達成されなかった工事、及び受注者希望型において4週6休、4週7休又は4週8休が達成されなかった工事の「工程管理」に関する評価項目は、工期設定を週休2日制モデル工事（4週8休）が適用できる工事日数としていることを踏まえて評価するものとする。

日数の割合（休日率）を確認し、4週8休（28.5％）に満たない月がある場合は、月単位の経費等の補正を行わない。

イ 暦上の土曜日、日曜日での休日確保で28.5％に満たない月は、技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）が、その月の土曜日、日曜日の合計日数の割合以上である場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。

ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（休日率）を確認せず対象外とすることができるものとするが、通期で4週8休（28.5％）に満たない場合は、月単位の経費等の補正を行わない。

3 機械設備・電気設備工事（営繕工事を除く。）については、2項（1）週休2日制モデル工事（通期）及び2項（2）週休2日制モデル工事（月単位）のみ適用するものとする。

4 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率又は休日率に含めるものとする。

（工事成績評定）

- 第7条 **対象工事**のうち通期又は月単位で4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。

改正前	改正後
(アンケート調査等) 第8条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。 (その他) 第9条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和4年9月1日から施行する。 附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に積算を行う工事に適用する。	(アンケート調査等) 第8条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。 (その他) 第9条 対象工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和4年9月1日から施行する。 附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和6年7月1日から施行し、同日以降に積算を行う工事に適用する。